

第 2 号議案

小城都市計画公園の変更（小城市決定）

【 5 ・ 4 ・ 1 号 小城公園 】

計 画 書

小城都市計画公園の変更（小城市決定）

都市計画公園 5・4・1号小城公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備 考
	番号	公園名			
総合公園	5・4・1	小城公園	小城市小城町字下岡小路、 字浜、字桜岡及び字西小路	約 8.6ha	園路、広場、休憩所、植栽、 池、遊戯施設、テニスコート、 グラウンド、駐車場

〈参考〉変更対象調書（変更前）

種別	名 称		位 置	面積	備 考
	番号	公園名			
一般公園	5・4・1	小城公園	小城市小城町字下岡小路、 字浜、字桜岡及び字西小路	約 8.1ha	園路、広場、休憩所、植栽、 池、水泳プール、遊戯施設、 テニスコート

理由

別紙「理由書」のとおり。

理由書

小城公園は、本市の北部に位置し、明治8年に県内初の都市公園に指定されるとともに、「さくら名所百選」や「日本の歴史公園百選」に選出されるなど、住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、地域防災性の向上、生物多様性の確保など多様な機能を有する都市の根幹的となる由緒ある施設です。

本市は、当該地域を含むJR小城駅から旧小城庁舎跡地周辺までの一帯を小城市の中心を成す拠点として、教育・文化・医療・福祉施設など公共・公益施設の適正な更新による機能充実、商業・業務施設など都市機能の集積に取り組んでいるところです。

特に、平成22年度から取り組んでいます小城中心市街地地区都市再生整備事業では、「住んでよし、訪ねてよし、和で織りなす味わいのある美しい城下町」を目標として、ハード事業・ソフト事業の両面から「城下町や羊羹など地域の特徴を活かした交流人口の拡大」と「魅力的な都市・商業空間の充実による暮らしやすい環境づくり」を目指し、小城中心市街地の回遊性の向上を推進してきたところです。

こうしたなか、当該事業の一つとして小城公園高質化推進事業を実施し、小城公園の景観に配慮した玄関口として緑地帯・駐車場を一体的に整備したことから、当該区域について都市公園に編入する必要があります。

また、今後の小城中心市街地のまちづくりにつきましては、都市公園周辺に教育、文化施設が集積する文教地区の特性を活かし、4年制大学看護学部の誘致を通して文教地区の更なる機能向上と自然的環境や歴史的景観を維持・保全しつつ、市民の利便性及び快適性の向上を図るとともに、都市公園と大学小城キャンパスが調和した魅力的な都市空間の形成と学生を含めた交流・定住人口の拡大に取り組んでいくものであります。

このような取り組みのなか、大学小城キャンパスの計画地として、小城公民館用地（市有地）及びその南側に位置する都市公園の一部を予定していることから、当該区域について都市公園からの除外が必要な状況にあります。あわせて、この除外する区域に連絡する市道小城公園線の一部についても、都市公園から除外するものであります。

また、小城公園南の一部は、市道岡山社線の歩道として整備されていることから、当該区域についても都市公園から除外する必要があります。

この他、小城公園は、昭和52年9月7日に都市公園の変更が行われていますが、当該区域界と地番の筆界にかい離が生じているため、都市公園の地番の筆界に見直しを行う必要があります。

以上のような理由から、都市公園区域を変更する必要がありますが、小城公園高質化推進事業（平成25年度から平成26年度）により整備した緑地帯のほか、今後は、大学キャンパス整備構想に併せた良好な都市景観の形成に向けて協議・調整に努めるものであります。

都市計画策定の経緯の概要

小城都市計画公園 5・4・1号 小城公園の変更（小城市決定）

事 項	時 期	備 考
①関係機関協議	平成27年4月下旬	
②原案作成	平成27年5月中旬	
③地元説明会	平成27年5月下旬	○原案の説明会 平成27年5月27日（小城公民館） ※広報「さくら」平成27年6月号で広報
④公聴会（※中止）	平成27年6月中旬	（※公述申出書の提出がなかったため中止） ※広報「さくら」平成27年6月号で広報
⑤県との事前協議	平成27年7月上旬	
⑥案作成	平成27年7月中旬	
⑦案の公告縦覧	平成27年7月中旬 ～7月下旬	○縦覧期間 平成27年7月14日～平成27年7月31日
⑧小城市都市計画審議会	平成27年8月中旬	
⑨県との協議	平成27年9月上旬	
⑩都市計画決定	平成27年9月下旬	